

○建設業許可申請書等閲覧規程

昭和47年3月24日  
島根県告示第221号

(趣旨)

第1条 この規程は、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第5条第1項の規定により、同条第3項に規定する建設業許可申請書等(以下「申請書等」という。)の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所)

第2条 建設業法(昭和24年法律第100号)第13条に規定する閲覧所(以下「閲覧所」という。)を次の表の左欄に掲げる課、支庁及び県土整備事務所に設置し、それぞれ同表の右欄に掲げる区域内に営業所を有する建設業者に係る申請書等を閲覧に供する。

閲覧所	区域
松江市殿町 島根県土木部土木総務課	県内全域
隠岐郡隠岐の島町港町 隠岐支庁県土整備局	隠岐郡
松江市東津田町 松江県土整備事務所	松江市及び安来市
雲南市木次町里方 雲南県土整備事務所	雲南市、仁多郡及び飯石郡
出雲市大津町 出雲県土整備事務所	出雲市
邑智郡川本町大字川本 県央県土整備事務所	大田市及び邑智郡
浜田市片庭町 浜田県土整備事務所	浜田市及び江津市
益田市昭和町 益田県土整備事務所	益田市及び鹿足郡

(閲覧時間)

第3条 申請書等の閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

(定休日)

第4条 閲覧所の定休日は、島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日とする。

(閲覧所の閉鎖等)

第5条 知事は、申請書等の整理その他の事由により、閲覧所を臨時に閉鎖し、又は閲覧時間を短縮するときは、あらかじめ閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧申込み)

第6条 申請書等を閲覧しようとする者は、閲覧所に備えてある閲覧簿に住所、氏名、閲覧の理由その他必要な事項を記入しなければならない。

(持出しの禁止)

第7条 申請書等は、閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この規程又は係員の指示に従わない者
- (2) 申請書等を汚損し、若しくは毀損し、又はそのおそれがある者
- (3) 閲覧所において他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある者

附 則

- 1 この告示は、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 建設業者登録簿閲覧所の場所設置(昭和 28 年島根県告示第 524 号)及び建設業者登録簿閲覧規程(昭和 28 年島根県告示第 525 号)は、廃止する。
- 3 建設業法の一部を改正する法律(昭和 46 年法律第 31 号)附則第 4 項の規定により引き続き建設業を営むことができる者に係る建設業者登録簿その他の書類の閲覧については、この告示の適用の日から 2 年間は、なお従前の例による。

附 則(昭和 48 年告示第 300 号)

この告示は、昭和 48 年 4 月 28 日から適用する。

附 則(昭和 52 年告示第 289 号)

この告示は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年告示第 146 号)

この告示は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年告示第 446 号)

この告示は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年告示第 666 号)

この告示は、平成 4 年 7 月 26 日から施行する。

附 則(平成 11 年告示第 246 号)

この告示は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年告示第 293 号)

この告示は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年告示第 382 号)

この告示は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年告示第 911 号)

この告示は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年告示第 1057 号)

この告示は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年告示第 233 号)

この告示は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(平成 17 年告示第 987 号)

この告示は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年告示第 334 号)

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年告示第 523 号)

この告示は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年告示第 662 号)

この告示は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。